

平成29年第3回教育委員会臨時会議事録

平成29年11月1日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成29年11月1日（水）午後2時00分～午後2時42分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 伊 井 希 志 子 委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 徳 嵩 淳 一 教 育 企 画 担 当 部 長 白 石 高 士
教 育 人 事 企 画 課 長
学 校 整 備 大 竹 直 樹 庶 務 課 長 都 筑 公 嗣
担 当 部 長
学 務 課 長 正 田 智 枝 子 特 別 支 援 教 育 課 長 阿 部 吉 成
学 校 支 援 課 長 高 沢 正 則 学 校 整 備 課 長 和 久 井 伸 男
学 校 整 備 担 当 課 長 渡 邊 秀 則 済 美 教 育 セ ン タ ー 平 崎 一 美
所 長

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第75号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例
- 議案第76号 杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の
一部を改正する条例
- 議案第77号 平成29年度杉並区一般会計補正予算（第5号）

目次

議案

議案第75号	杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第76号	杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	5
議案第77号	平成29年度杉並区一般会計補正予算（第5号）	8

教育長 ただいまから平成29年第3回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は、久保田委員がご欠席との連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めることといたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、本日の案件につきましては、いずれも平成29年第4回区議会定例会への提出予定議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件であることから、区的意思形成過程上の案件となっております。したがって、同法第14条第7項の規定により、本日の会議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、本日の会議を非公開といたします。

それでは、議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第75号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、私から説明をさせていただきます。

雇用継続を通じた職業の安定を図るため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正され、民間労働者において、保育所等における保育の利用ができない場合等の育児休業期間を最長2歳まで延長できるとされたところでございます。

このことを踏まえまして、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正され、一定の一般職の非常勤職員について、子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該

当するときは、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとされたところでございます。

このことに伴いまして、非常勤職員の子が2歳に達する日まで、育児休業することができる場合を定める等の必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案を1枚おめくりください。

中ほどの第2条の4の規定に加えまして、非常勤職員またはその配偶者が、子が1歳6カ月に達する日において育児休業しており、1歳6カ月に達する日以降の期間について、当該非常勤職員が育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認める場合として、規則で定める場合に該当するときは、子が2歳に達する日まで育児休業することができることとしております。

なお、規則で定める場合は、保育所等における保育の利用ができない場合等と定める予定でございます。

また、非常勤職員が再度育児休業することができる特別な事情につきましても、同様の改正を行ってございます。

最後に、施行期日は公布の日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をよろしく願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第75号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第75号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第2、議案第76号「杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、私の方から説明させていただきます。

区は保育所等の保育料につきまして、応能性、応益性に基づいた利用者負担とすること、利用者間の負担の公平性を確保すること、国が定め

る保育料の基準や他自治体の状況を踏まえた負担割合とすること、などの考え方にに基づき、その見直しを検討してきたところでございます。

その結果、保育料算定の基準となる区民税額に応じた世帯の階層区分の見直しを行うとともに、保育料を引き上げること等といたしました。

このことに伴いまして、保育料を改定する必要があるため、「杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例」を改正するものでございます。

なお、関連する2件の条例につきまして、条建てで改正することとしております。

それでは改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。

まず第1条は、杉並区立子供園条例の一部を改正するものでございます。議案の後ろから3枚目の資料1をご覧ください。

左側が改正後、右側が改正前のもので、下線を引いた額などが改正したものとなっております。

区立子供園における長時間にわたり保育を必要とする幼児に対して行う長時間保育に係る保育料につきまして、世帯の階層区分を細分化し、より高所得の世帯に対応する区分を新たに設けるとともに、生活保護法による被保護世帯等を除き保育料を引き上げてございます。

次に、第2条は、杉並区保育料等に関する条例の一部を改正するものでございます。1枚おめくりいただき資料2をご覧ください。表の見方は資料1と同様になります。

保育所等の保育料につきまして、これまで保育料の区分を3歳未満時、3歳児、4歳以上児で分けていたものを0歳児、1・2歳児、3歳以上児に改めるとともに、第1条と同様に世帯の階層区分を細分化し、より高所得の世帯に対応する区分を新たに設けるとともに、生活保護法による被保護世帯等を除き保育料を引き上げております。

最後に附則でございます。議案の最初のページから3枚おめくりいただいた右側のページでございます。施行期日は平成30年4月1日としております。

附則第2項及び第3項は、改定後の保育料は平成30年4月以後の月分の保育料について適用するものでございます。

附則第4項は、保育園等の平成30年度における0歳児の保育料については、1・2歳児の区分と同額とするものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 この変更につきましては、いつどのように保護者の方々にご説明いただくのでしょうか。

庶務課長 議会の案件ですので、第4回区議会定例会に上程されて、議決が得られれば12月から広報等を含めて新保育料のご案内というスケジュールと伺っております。

事務局次長 議会の議決後を想定しておりますが、当然在園児の保護者につきましては、それぞれの園を通じて丁寧な周知を行います。求めがあれば保護者会等にご説明に直接伺うということもあろうかと思えます。

その際には、これから入所される幼児の保護者については、保育課を中心に入園のご相談等を承って、手続等が進められる中で必要な資料等をご配布して、4月以降の変更点を丁寧に説明してまいることになろうかと思えます。

また、先ほど附則であった0歳児等の経過措置も含めて、ご説明は丁寧に申し上げるということになろうかと思えます。

伊井委員 杉並区では就学前教育などにも年月をかけてすごく前向きに取り組んでいらっしゃる点とか、それから保育料の階層が細分化されているあたりも配慮があるということなども含めまして、やはりご理解いただけるようなご説明を十分にさせていただいたらありがたいなと思えます。よろしくお願いいたします。

庶務課長 とりわけ今、次長の方からもありました在園児の皆さんに関しては、きちんとお知らせが届くように担当部課の方と打ち合わせをまいります。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第76号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第76号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第3、議案第77号「平成29年度杉並区一般会計補正予算（第5号）」を上程いたします。

それでは、引き続きまして私から説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為の設定期間のみを変更するものでございまして、平成29年度の歳入歳出予算の変更はございません。

議案を4枚おめくりいただき、補正予算概要の4ページをご覧ください。また、あわせて参考資料1もご覧いただければと思います。

本補正予算に関連し、後ほど所管課長から詳細をご説明いたしますが、平成28年12月8日付けで契約締結をいたしました（仮称）杉並区立高円寺地域小中一貫教育校及び併設1施設建設建築工事等の各受託者から、工期内に工事を完了することができない見通しとなったため、平成29年10月20日付けで、工事請負契約条項第22条第1項の規定に基づき、杉並区長宛てに工期の変更請求がございました。これを受け、区で検討いたしました結果、工期延長はやむを得ないものと判断し、平成31年2月28日までの工期を同年7月中旬まで延長する必要があることから、工期の契約変更に向けて必要となる債務負担行為の設定期間の補正を行うものでございます。

当該校の施設整備につきましては、これまで平成30年度まで期間を要することから、平成30年度までの債務負担行為を設定しておりましたが、この度の工期延長により、施設整備が平成31年度まで期間を要することとなることから、債務負担行為の設定期間を平成31年度までと補正するものでございます。

なお、参考資料1におきましては、補正箇所を下線で示しておりますのでご覧ください。また、限度額につきましては、平成28年度補正予算（第3号）により、小学校費、中学校費それぞれにおいて35億900万円を設定しておりますが、その額についての変更はございません。

最後に議案を1枚お戻りいただきまして、補正予算概要の3ページをご覧ください。先ほどご説明いたしましたとおり、今回の補正予算は、債務負担行為の設定期間の補正のみでございまして、平成29年度の教育費の補正はございませんので、教育費の総額は154億3,204万2,000円に変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。議案の朗読は省略させていただきます。

だきます。

学校整備課長 それでは私から、引き続きまして、お配りをしてごさいます参考資料 2 に基づきまして、工期延長に伴う「高円寺地域の小中一貫教育校の開校時期の変更について」ご報告をいたします。

それでは、参考資料 2 をご覧ください。「高円寺地域の小中一貫教育校の開校時期の変更について」ということで、高円寺地域の小中一貫教育校については、平成 28 年 12 月 8 日に工事契約を締結し、平成 31 年 4 月開校に向けて取組を着実に進めてきたところでごさいます。しかし、平成 29 年 10 月 20 日付けで建築工事受託者ほかから、工事妨害があり工期内に工事を完了することができないことを理由に、契約条項第 22 条第 1 項に基づく工期延長の請求がごさいました。この請求を受けまして区といたしましても、各受託者と協議した結果、当初平成 31 年 2 月 28 日までであった工期を平成 31 年 7 月中旬まで工期の延長が必要と認められることから、今後工期の変更契約に向けて手続を進めることといたします。

この建築工事等に係る工期の延長を踏まえ、今後以下のとおり対応することといたします。

「1 (仮称)高円寺学園の開校時期の変更について」ということで、平成 31 年 4 月から平成 32 年 4 月に変更する予定でごさいます。

2 として、「開校時期の変更に伴う対応について」でごさいます。開校時期の変更に伴う平成 31 年度中の対応は次のとおりといたします。

杉並第四小学校及び杉並第八小学校は、現在の校舎で学校運営を継続いたします。高円寺中学校は平成 31 年度の 2 学期から新校舎に移転し、学校運営を実施いたします。なお、新校舎移転後、既存校舎等の解体及び環境整備工事に着手する予定でごさいます。また、平成 31 年度の 2 学期、3 学期には新校舎全体を活用した杉並第四小学校、杉並第八小学校及び高円寺中学校の相互交流等を実施いたしまして、平成 32 年 4 月の円滑な開校を目指してまいる予定でごさいます。

最後に「今後のスケジュール(予定)」でごさいますけれども、この 11 月に第 4 回区議会定例会に、先ほど説明がありました債務負担行為補正予算案の提案をいたします。次に 11 月 28 日に文教委員会が予定されておりますが、そちらにこの開校時期の変更ということでご報告を差し上げる予定です。また、11 月 8 日付けになろうかと思っておりますが、3 校の在籍児童・生徒の保護者への通知を行う予定でごさいます。また、議会が終

わりまして12月になりましたならば、学校評議員会、それから保護者会に出向いて、これは丁寧に説明を差し上げたいと考えてございます。また、地域住民等についても同様に周知を図ってまいる予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

對馬委員 高円寺地域の小中一貫教育校に関して今、ご説明をいただいたのですけれども、改めてこの間の建築工事の経緯を教えてくださいませんか。

学校整備課長 これまでの経緯ということでございますけれども、平成28年12月8日に工事請負契約後、平成29年3月ごろまでにプール等の解体や仮設門の設置などの事前整備工事を行いまして、4月から新校舎の本体工事に着手する工程を組んでおりましたけれども、工事妨害がございまして、工事関係者が作業を行えない状況が続いたことから、建築工事受託者が建築妨害禁止の仮処分命令の申立てを行い、その後、地裁による処分決定がなされ、平成29年5月10日から工事着手に至ったものでございます。

現在はくい工事が完了いたしまして、地下部分がピットの掘削工事中で、当初の予定からは4カ月程度遅れているという状況でございます。

對馬委員 工事妨害があって今、遅れているということでしたけれども、それに対して区としてはどのように対応されていらっしゃるのか、教えてくださいませんか。

学校整備課長 この間、区といたしましては、工事の遅れをいかに取り戻せるか、建築工事の建設共同企業体に調整を求めてきたところでございます。その一方で、教育委員会事務局としては、平成31年4月開校が間に合わなくなる事態があり得ることを踏まえまして、その場合の対応策について並行して内部で検討をしてきたところでございます。

對馬委員 事務局の方が工事の業者さんとも対応をして、教育内容についてもいろいろ検討された結果、1年遅らせた方がいいという結論に至ったと伺いましたけれども、開校を1年遅らせる結論に至ったその経緯を教えてくださいませんか。

学校整備課長 平成31年4月という開校時期を維持する方策としては、一旦中学校1校と統合した小学校1校による分散型の小中一貫教育校と

して開校することが制度的には可能であるため、2学期から新校舎へ移転できることを踏まえまして、1学期間のみ、1つ目は高円寺中及び杉四小の施設を活用した分散型による開校、2つ目は、高円寺中及び杉四小、杉八小の施設を活用した分散型による開校、3つ目としまして、高円寺中及び杉八小の施設を活用した分散型による開校というように3パターンの分散型による開校を検討したものでございます。

その結果、例えば1つ目の高円寺中と杉四小、及び2つ目の高円寺中と杉四小、杉八小の場合、普通教室の関係から小学部が2つの校舎に分かれることとなりまして、教員の校舎間の移動を含めて現実的ではないこと、また、3つ目の高円寺中及び杉八小の場合、杉八小の職員室スペースに必要となる机、備品等が収まらないという物理的な課題、それから既存の給食室では、小学校の必要給食数に対応できないことなどの課題がございまして、いずれも教育環境等の観点から大きな支障があると判断したものでございます。加えて、本計画の策定時から高円寺中学校の校地に建設をする新校舎で3つの学校が新たな1つの学校として生まれ変わるという前提で、これまで計画が進められてきた経緯があることも踏まえまして、総合的に判断をした結果、1年遅らせて開校することが最善の策であるとの結論に至ったものでございます。

對馬委員 ありがとうございます。よくわかりました。

私も無理に分離型で開校するよりは、1年遅れでも3校同時に、一緒になって新しい学校の開校に向けてという方がいいと思いますので、その遅れた分の1年間も、遅れたということではなくてプラスに生かせるような教育活動をしていただけるように考えていただければと思います。

折井委員 先ほどのご説明で、4カ月ほど工事が遅れているということでご説明をいただいたのですけれども、そもそもの工事の計画としては、十分な余裕を見込んで計画をなされたのでしょうか。杉並区は今まで単独の学校ですとか、一貫校も建設の経験がありますので、ある意味慣れているとは思うのですけれども、それにしても4カ月遅れたということで、そのあたりのことをちょっと確認させていただきたいのですけれども。

学校整備課長 4カ月程度遅れているということですので、これまでの工期の遅れというものが、今まで区は相当数学校改築を経験してございますけれども、ここまでの遅れというものが生じたケースはござ

いません。そうした意味で、今回の場合ですと、平成31年2月末が工期でございましたけれども、現在、ちょうど基礎のくい打ちが終わって、それで土を掘って掘削工事中ということでございますが、夏前まで、要は春が過ぎたあたりでは、もうこの状況のものが終わっていないと、どうしてもこの31年2月末までの工期には間に合わないという状況でございます。

また、今回、一体型のいわゆる小中一貫教育校ということで、規模も通常の単独校よりも大きくございまして、そうした意味でこの4カ月の工期というのは非常に大きい部分だと、こういうことでございます。

折井委員 ご説明を伺いますと、要は季節を考えて工期を組んでいるということなのですか。

学校整備課長 梅雨の時期等も含めて、学校としては4月開校というものを目指して行っておりますので、通常のパターンでいきますと、そういった土工事に関しては夏ごろには終わっているというのが、通常のパターンと考えてございます。

学校整備担当部長 どのくらいの工期の設定で学校の大規模改築を予定したのかということだと思えます。その辺については、建物の規模、それから構造、施工の難易度に応じて、東京都財務局できちんと算定の仕方がございます。特別区も東京都の基準に従いまして、工期の算定というものを工事セクションの営繕課できちんと計算をした上で日程を組んで、工程を組んでございます。

また、もう1つは、設計事務所の設計委託の実施設計の中で、一般の建築物も含めて建築の全体の工程を設計事務所で施工性の検証をして、工期の設定をして、気候だとか議会の日程だとか、計算をして今日まで進めてきたというところでございます。

今、課長からご説明がありましたけれども、通常、雪が降るとか台風が来る、そういうことは前提として条件としてある程度組み込んであるのですが、ここまでなかなか妨害があつて4カ月程度遅れをとるということは前例がございませんでしたので、この分の工期内に収まらないというところは、業者と十分打ち合わせをしましたけれども、無理がない申し入れだったと理解したということでございます。

折井委員 ありがとうございます。

伊井委員 今のご説明も含めて、今年はまだあまり天気も思わしくなかったり

して、工事の方々も大変だったろうなということは想像に値するのだろうと思うのですけれども、説明をお伺いして、開校を1年遅らせるという形は理解できるかなと、私個人的に思っております。

開校が1年遅れるということで、さっき對馬委員もおっしゃっていたのですけれども、その1年間に何か前向きな形で何かそれを有効に生かしていただけたらいいのかなと思います。

平成31年の2学期からは、新校舎が使えるようになり、また高円寺中学はそちらに移転するということでもあるというお話だったと思うのですけれども、それを踏まえまして、杉四小、そして杉八小は、高円寺中の生徒の皆さんや児童の方々と何か交流活動とか、それから小中一貫を生かした、それをまた充実させるために目指しているところを何か教育の現場で取組をしていただくのはいかがなのかなと思いますが、いかがでしょうか。

学校整備課長 本当に伊井委員おっしゃるとおりでございます。我々としても平成31年度の7月中旬まで工期を変更しますので、2学期以降についてはこの新校舎を活用して、3校の連携による充実した教育活動が実践できるように教育委員会事務局といたしましても、3校と十分に相談、調整を図りながらしっかりと支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

折井委員 先ほどのお話で、3パターン分離型での開校もいろいろとシミュレーションを行ったということで、分離型で無理に開校するよりはというのは理解いたしました。

ただ、保護者の立場から申しますと、この子が、自分の子どもがいついつになったときに新しい校舎ができて、そこに通う心づもりがあって、周りの期待も大きかったと思うので、そのあたりはどうなのかな、ちょっと心配かなと思うのですが、その点においても分離型であると、中学校と1つの小学校は一緒といったような形ですと、3校が一緒になるというのはすごく、ある意味新しいことなのかなと思いますので、中学生が片方の小学生ともうなじんでいるところにもう1つの学校が入るよりは、中学生が、お兄さん、お姉さんが最初にその校舎に慣れていて、そして小学校2校の子どもたちを31年度の2学期、3学期に相互交流を実施する計画ということで、小さい子どもたちはだんだんに慣れていくということで、そのあたりを是非事務局、担当部署の方で工夫していただ

いて、子どもたちがスムーズに、円滑に新しい生活と新しい校舎になじんでいくようお願いしたいと思います。子どもたちに関しては相互交流ということで少しずつ環境に慣れていってもらおうということでしたのですけれども、高円寺地域における新しい学校づくり懇談会をはじめとして、保護者の方ですとか学校関係者、地域の方々には本件をどのように説明して、ご理解いただくようにしていくのでしょうか。

学校整備課長 高円寺地域における新しい学校づくり懇談会、この懇談会の委員の方には、これから調整を図ることになりますけれども、現在予定をしているのが、11月8日にお集まりをいただきまして、本件の説明を行いたいと考えてございます。また、同日付で学校を通じて3校の児童・生徒の保護者へ取り急ぎ通知を行うという予定でも考えているところです。今後、区議会、文教委員会へ報告をいたしまして、また補正予算のご審議を経て、議決を経た後に、12月以降になりますけれども、改めて3校の学校評議委員会や保護者会、町会自治会の会合にこちらから出向いていきまして、改めて丁寧な説明をしていくという考えでございます。

折井委員 12月というお話ですけれども、たしか一月後ぐらいには、一月半ぐらいですかね。次年度の入学者に対して学務課から就学通知書を送っていると思うのですけれども、この3校の入学予定者に対しても、何かきちんとした形で周知は必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

学校整備課長 ただいまのお話は、就学通知書ということだと思っておりますけれども、この就学通知に関しましては、12月12日に発送を予定してございます。この3校の入学予定者には、必要な事項を記載したご案内を同封いたしまして、周知を図っていきたいと考えているところでございます。

折井委員 ありがとうございます。様々なシミュレーションを経て、分離型よりも中学生が先に入って、環境を整え、相互交流を経て、そして翌年の4月に3校が集まって学校生活を正式に開始するというところで理解いたしました。とても大きな変更であり、地域の方にも保護者の方にも、そして子どもたちにも大きな影響を与えることですので、ぜひ丁寧な説明を重ねていただきたいと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

教育長 今、3人の委員から様々なご指摘やご心配をいただいたわけですが、本本当にこの工期の延長が多くの方々に影響を及ぼすということについては、我々としても慎重に取り組んでいかなければいけないと思います。

平成31年4月、この開校を心待ちにしているのは、関係者はもちろんのことですけれども、何よりも子どもたちですよ。自分たちの新しい学校ができ上がって、そこに通うようになるという期待を膨らませて待っていた子どもたちに1年間待ってもらうわけですから、関係機関への説明以上に、保護者も含めて理解を求めていきたい。本当に申し訳ない。ただ、そのかわり1年間かけてもっといい環境を整えてお迎えするから待っていてもらいたいということは、丁寧に説明をしていかななくてはならないと思っています。

この高円寺地区の新しい学校づくりにつきましては、ほぼ10年ぐらいの歳月をかけて取り組んできているわけですね。高円寺地域の新しい学校づくりというテーマで検討が始まったのは、平成21年ですから、長い時間をかけて将来の学校のあり方について、保護者や学校関係者、それから地域の方々、様々な形で意見を積み重ねて計画をつくり、そしてその計画が策定されて後も懇談会を設置して、新校の開校に向けて準備をしてきたわけです。仮称ではありますけれども高円寺学園、高円寺小学校、高円寺中学校という名前もついたわけです。子どもが生まれてそこに名前をつけて、成長を楽しみにするというのは、これは何にも通じることで、新しい学校がそういう形で心待ちにされている。そういったことは改めて大事なことだなと思います。

この約10年にわたる話し合いの中で一番関係者が大事にしてきたことは、杉四小も杉八小も一緒になって、どちらかが残るのではなくて一緒になって新しい小学校になる。そして新しい小学校と高円寺中学校が一緒になって新しい小中一貫校になる。いわば3つの学校がともに生まれ変わる。どこかが残ってどこかが吸収されるということではなくて、新しい学校に生まれ変わるという思いを共有してやってきたわけですから、開校が1年遅れるに当たって、取り組む様々な対応についてもそういう思いは大事にしていかないと理解を得られない。これはまず大切にしていきたいと思います。

それから2つ目は、1年延びるということで技術的には先ほどもあっ

たように分散型でそれぞれ別々に教育活動をする中で、体裁としては一貫教育を進めることができるわけですがけれども、説明の中でもありましたように様々な課題、様々な制約があつて、決して子どもたちの教育環境としては望ましいものではないということが言えると思います。ですから、この1年間、今まで使ってきた校舎をそのまま使って、新しい学校ができたならそちらに移っていく。中学は先に移って、古い校舎を解体し、小学生が学校に移って、晴れて32年4月に開校という形にすれば、様々な課題を克服して子どもたちにも負担のない形で開校を迎えることができるのではないかなと、そんなふうに説明を聞いておりましたし、私もそんな考えを持っておりました。

いずれにしても、各委員の指摘や担当からの説明を総合的に考えると、遅れることをマイナスとして捉えないで、この際、開校は1年遅れることにはなるけれども、ついてはそこで生まれた時間はその後のために生かしていきたい、「災い転じて福と成す」という言葉がありますけれども、災いとは考えませんけれども、その間に生まれた時間を大切に、有効に使って、(仮称)高円寺学園、高円寺小学校と高円寺中学校が待ち焦がれて、期待をされて始まる、そういう形に時間を使っていけば幸いなことではないかなと思います。

いずれにしても、担当の各課、各セクションはこういった大きな事業を進めていく上で、これからもまだいろいろと課題や難しい点があろうかと思えますけれども、是非多くの人の期待を担っていること、子どもたちが新しい学校を待っているということをエネルギーにして、課題を克服して開校に結びつけていただきたいと思いますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにご意見はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、開校時期の変更に関する質疑応答も踏まえて、議案の採決を行います。議案第77号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第77号につきましては原案のとおり可決といたします。

以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、何か連絡事項はございますか。

庶務課長 それでは、次回の教育委員会の日程だけご案内させていただきます。次回は11月8日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは本日の教育委員会を閉会いたします。